

川崎市告示第101号

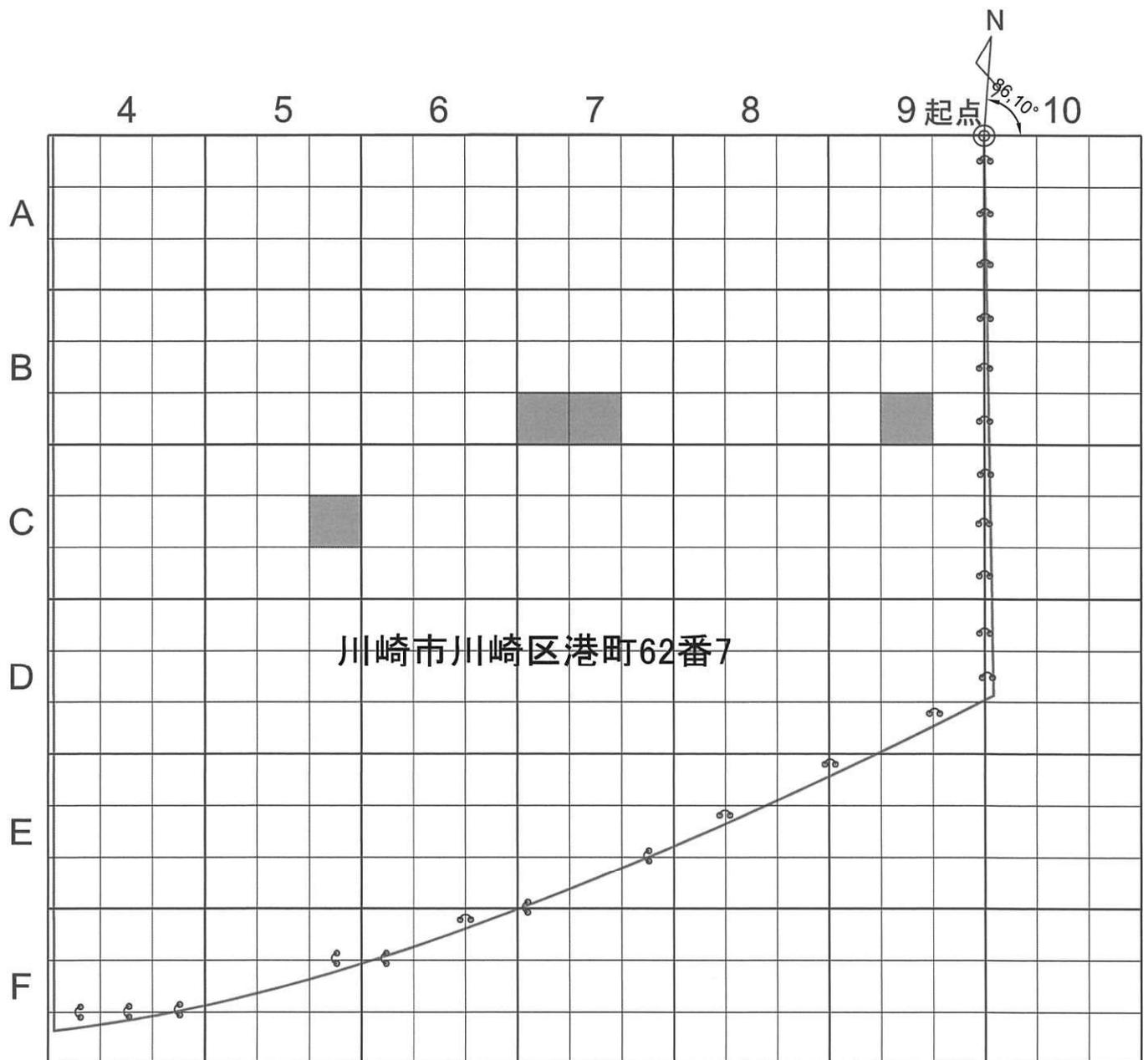
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年3月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市川崎区港町62番7の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号
までの該当の有無
該当なし



□ : 敷地境界及び地番境界

■ : 指定する区域

□ : 単位区画 ※敷地境界の最北端を起点とする。

⊙ : 区画統合

単位区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

別図